

諮 問

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

諮問理由

都内全公立学校で、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていく必要があるため。

答申の概要

※ 「検証の視点」は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」(上巻) P8～9に示した「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」である。

【検証の視点※】

【○成果 ◆課題】

いじめ防止等の対策を一層推進するための方策  
[P27]

(1) 軽微ないじめも見逃さない  
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫  
 [P5]

○ 約9割の学校が、「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知していると答えており、特に小・中学校において見逃しがちないじめの認知が浸透  
 ◆ 約2割の学校がいじめを認知しておらず、いじめの認知の仕方や解消の捉え方について、教職員等で話し合いを重ね、認識を共有することが必要

1 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討

(2) 教員一人で抱え込まず、  
 学校一丸となって取り組む  
 ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫  
 [P10]

○ 全ての学校で、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを実施。9割を超える学校において、「学校いじめ対策委員会」への報告、組織的対応を徹底  
 ◆ 全ての教職員が基本方針や対策委員会についての理解を深めるとともに、日常的にいじめ問題等について話し合えるような同僚性を高めることが必要

2 教員が元気になるような研修等、  
 学びの場の創出

(3) 相談しやすい環境の中で、  
 いじめから子供を守り通す  
 ≪学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実≫  
 [P14]

○ いじめられた児童・生徒の相談状況は、全校種において学級担任が一番多く、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制が充実  
 ◆ 教職員が、子供のSOSを受け止め支援する力を高めるとともに、家庭や関係機関と連携し、「子供が安心して相談できる環境」を充実させることが必要

3 特別の教科 道徳の授業、特別活動  
 の質の向上

(4) 子供たち自身が、いじめについて  
 考え行動できるようにする  
 ≪日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成≫  
 [P17]

○ 全ての学校で、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成が充実  
 ◆ いじめに関する授業を「年3回以上計画し、実施」している学校は7割程度にとどまっており、年間を通じて、日常の授業で体系的に行うことが必要

4 SOSの出し方に関する教育の  
 見直し

(5) 保護者の理解と協力を得て、  
 いじめの解決を図る  
 ≪保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進≫  
 [P20]

○ 全ての学校で、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得る取組が推進  
 ◆ 全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」の内容を分かりやすい言葉で説明できるようにし、学校と保護者等の受け止めの間にずれがないかを確認

5 いじめ問題に関する現状や課題等  
 の把握

(6) 社会全体の力を結集し、  
 いじめに対峙する  
 ≪地域、関係機関等との日常からの連携≫  
 [P23]

○ 約8割の学校で、重大性が高い事案への対応について全教職員が理解していると答えており、関係機関との連携の在り方への理解が浸透  
 ◆ 全ての教職員が、学校サポートチームの役割や機能を理解するとともに、日常から地域住民や関係機関との関係を築き、連携を強化することが必要

6 専門家の力を活用したいじめ防止  
 対策の推進

7 いじめ防止対策推進法第28条第1  
 項に規定する重大事態に関する  
 事例研究の実施